

平成二十二年三月二日受領  
答弁第一四八号

内閣衆質一七四第一四八号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問に対する

### 答弁書

#### 一について

御指摘の輸入禁止措置については、平成二十年三月に動物検疫所の輸入検査においてオーストラリアから輸出されたみつばちにノゼマ病が確認されたことを踏まえ、同国政府が日本向けの輸出のための検査証明書が発行を自主的に見合わせたものである。

政府としては、オーストラリア政府との間で同国産みつばちの輸入再開に向けた技術協議を進めてきたが、平成二十一年十二月十一日に、同国政府との間で、みつばちの輸出検査について従来から行われていた臨床検査に加え顕微鏡検査を追加する等の見直しを含む家畜衛生条件の改正について合意し、同日から同国政府が検査証明書の発行を再開する体制が整えられたところである。

#### 二について

政府としては、花粉交配用みつばちの安定的な確保は重要であると考えており、各都道府県からの報告により、その確保状況を二週間ごとに把握しているところであるが、本年二月十九日時点において、花粉

交配用みつばちが不足しているとの報告は受けていない。

三から六までについて

各都道府県においては、花粉交配用みつばちの時期別の需要量の的確な把握、園芸農家と養ほう農家等の連携促進などによる花粉交配用みつばちの安定的な確保への取組が行われているところであり、政府としては、平成二十一年度第一次補正予算において、園芸農家と養ほう農家等の連携促進、女王ばちの増殖等への支援を行うとともに、平成二十二年予算において、産地収益力向上支援事業を計上し、みつばちの安定増殖に係る技術マニュアルの策定やみつ源樹木の植栽等に対する支援を行うこととしているなど、各都道府県における取組が円滑に行われるよう努めているところである。